



平成29年 4月28日

各 位

会 社 名 株式会社 錢 高 組
代表者名 代表取締役社長 錢高 久善
(コード：1811、東証第1部)
問合せ先 専務役員総務財務統轄部長 畑道 康正
(TEL. 06-6531-6431)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第86回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所が、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する期限を平成30年10月1日に定めましたことから、これに対応するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案および後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を100株に変更するにあたり、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）の実施を本定時株主総会に付議いたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式について、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	73,531,406 株
株式併合により減少する株式数	66,178,266 株
株式併合後の発行済株式総数	7,353,140 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合後の発行可能株式総数

株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数を 1,900 万株（株式併合前：1 億 9,000 万株）に変更する予定です。この詳細については、後記「3. 定款の一部変更」をご参照ください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主構成は、次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	3,538 名 (100.0%)	73,531,406 株 (100.0%)
10 株未満所有株主	129 名 (3.6%)	191 株 (0.0%)
10 株以上所有株主	3,409 名 (96.3%)	73,531,215 株 (99.9%)

今回の株式併合により、所有株式数が 10 株未満の株主様 129 名（平成 29 年 3 月 31 日現在、その所有株式の合計は 191 株です。）が株主としての地位を失うこととなります。なお、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、自己の所有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、発行可能株式総数および単元株式数を変更するものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 <条文省略> (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億9,000万株</u> とする。 第7条 <条文省略> (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 第9条～第38条 <条文省略> (新 設)	第1条～第5条 <現行どおり> (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,900万株</u> とする。 第7条 <現行どおり> (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 第9条～第38条 <現行どおり> 附 則 (効力発生日) <u>本定款の第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除するものとする。</u>

(3) 定款変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

定時株主総会開催日	平成29年6月29日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以 上